

災害復興建築物に係る中間検査・完了検査申請手数料免除のお知らせ

このたびの東日本大震災で被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、中間検査・完了検査の申請手数料につきまして下記のとおり手数料の免除を実施いたします。

【対象】

延べ床面積が500㎡以下の建築物について、中間検査・完了検査の申請手数料。

被災（罹災）証明書の被害の程度が、半壊・大規模半壊・全壊のいずれかに該当すること、また中間検査・完了検査申請書の申請者と被災（罹災）証明書の氏名が同一であることが必要となります。

【免除となる手数料】

中間検査・完了検査手数料のそれぞれ1／2の額を免除いたします。

出張料金は免除対象となりません。

【提出書類】

- ・官公署が発行する被災（罹災）証明書の写し
- ・中間検査・完了検査申請手数料免除申請書（弊社が定める様式）

【実施期間】

検査実施日が平成24年1月4日から当面の間

問合せ先

指定確認検査機関 株式会社仙台都市整備センター
登録住宅性能評価機関

【本 社】 仙台市青葉区木町通1-4-15 交通局庁舎7階

TEL 022-212-2633 FAX 022-224-5120

【仙南支店】 岩沼市藤浪1-9-43

TEL/FAX 0223-24-2645